

大阪府立精神医療センター再編整備事業の評価結果について（意見具申）

平成18年6月21日

大阪府建設事業評価委員会

今年度上期の審議案件のうち事前評価案件である施設整備事業の【地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター再編整備事業】について、本委員会として審議を行った結果、同機構理事長に対して次のとおり意見具申を行う。

施設整備事業の【地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター再編整備事業】については、「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 府立精神医療センターは、平成14年9月の大阪府衛生対策審議会答申において、今後の診療機能の基本方向として府域の精神医療の「センター機能」を果たすべきものとされ、措置・応急入院患者や他の医療機関では治療等が困難な重篤な患者を受け入れる機能の拡充のほか、治療法などが共通する児童期医療部門と思春期医療部門が連携して効率的・効果的に専門的医療を提供できる機能の整備等が求められている。これらを実現するためには、現在の施設の老朽化・狭隘化の解消と施設の充実による療養環境の向上が不可欠であるため、建替えを行うものであることを確認した。
- ・ 整備後の1人あたりの病床面積は、現施設の改築後に改正された国の定める施設基準等を満たすなど、狭隘化を解消し、療養環境の改善を図る内容となっていることを確認した。
- ・ 建設にあたっては、費用削減効果などが見込まれることから、PFI手法を採用することとしている。PFI事業者の選定にあたっては、今後の状況の変化に対応するとともに、施設の長寿命化を図る観点から、診察室、待合室、カウンセリング等のスペースについて、レイアウトの変更が可能な構造にするなど、融通性の高い施設構造とすることや、計画的な維持補修にも配慮した提案を求める予定であることを確認した。
- ・ 建物を集約した結果生じる余剰地については、撤去工事を経て、活用可能となるタイミングも勘案しながら、別途、活用方策等を検討する予定であることを確認した。なお、今後、精神医療を取り巻く環境の変化等にも十分留意しながら活用方策等を検討されたい。

(別表)

評価審議対象事業一覧表(1件)

【事前評価】

事業名	所在地	事業概要	事業費 (億円)
施設整備事業			
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター再編整備事業	枚方市	敷地面積 56,000 m ² 程度 延床面積 26,000 m ² 程度 病床数 440床	150

事前評価対象事業一覧表(1事業)

事業名(所在地)	(施設整備)地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター再編整備事業 (枚方市)
評価結果	事業実施
委員会における主な審議内容	
<p>(事業の目的、上位計画における位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県には、精神保健福祉法により、精神病院の設置が義務づけられていることを確認した。 ・平成 14 年 9 月の大阪府衛生対策審議会答申において、府立中宮病院（現府立精神医療センター）については、府域の精神医療のセンター機能を果たすことを基本方向として、老朽化・狭隘化の解消及び療養環境の向上を図るため、病院の建替えが必要とされたことを確認した。 ・平成 15 年 3 月に大阪府が策定した「府立の病院改革プログラム」においては、病院の名称を府立精神医療センターと改称するとともに、診療機能の見直し、診療科の再編等が示されたことを確認した。具体的には、精神保健福祉法に基づく措置入院などの行政的医療や、他の医療機関では治療や看護が困難な難治症例等の重篤な患者の受入れを重点的に行うこととし、これらの患者を継続的に受け入れていくこと、また、治療法や教育への配慮など共通する側面の多い児童期部門と思春期部門が連携して効率的・効果的に専門的医療を提供できる機能の整備や関連機関との連携の一層の強化を図ることなど、診療機能の見直しの考え方と、それに基づく診療科の再編、診療部門ごとの病床数が示されている。また、これらを実現するためには、現在の施設の老朽化・狭隘化の解消と療養環境の向上を図ることが必要であり、建替えのための取組みを進めることとされたことを確認した。 ・平成 15 年 3 月に大阪府が策定した大阪府立中宮病院再編整備基本構想で、同センターの施設計画、整備手法については、現地において建替え、敷地は現在の敷地の中央から西側約 56,000 m²、整備手法の中では、PFI 手法が最も有力であることが示されていることを確認した。 ・平成 18 年 4 月の大阪府立病院機構中期目標（知事が策定）及び中期計画（法人が策定）で、同センターの建替えについては、平成 22 年度中の完成を目指して、現地において建替えによる再編整備を推進することとしていることを確認した。 <p>(整備内容・規模等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の受入が府域全体の 1～2 割程度に止まっていることから、同センターにおける府域の重篤患者の受入れ機能を充実させるため、整備にあたっては、現在の保護室や個室の充足率（9 割程度）等を勘案し、保護室を現在の 52 床から 72 床に、個室を 15 床から 53 床に増床することとしていることを確認した。 ・公民の役割分担のもと、重篤な患者の受入れを重点的に行う一方、症状が改善し、他の医療機関で対応が可能な患者については、民間病院への転院等を促進することとしている。これにより、全体の病床数については、現在の 514 床から 440 床に削減することを確認した。 ・整備後の 1 人あたりの病床面積（保護室:12 m²程度、個室:11 m²程度、その他の病室 8 m²程度）については、現施設の改築後に改正された国の定める施設基準等を確保するなど狭隘化を解消し、療養環境の改善を図る内容となっていることを確認した。 ・業務の効率化のため、IT 化を図ることとしているが、設備等の陳腐化を避けるため、開院時期を待って、別途機材を導入する予定であることを確認した。 ・病院施設は、診察室、待合室、カウンセリング等のスペースを将来の状況の変化に対応し 	

て、空間の分割等が可能な構造にするなど、施設の長寿命化を図る観点から、融通性の高い施設構造とすることを含んだ提案を、PFI 事業者に求める予定であることを確認した。

(民間病院等の協力体制)

- ・症状の改善した患者については、現在においても民間病院等が受け入れているなど、協力体制が築かれていることを確認した。
- ・府域の精神医療のセンター機能を担う病院として、十分な役割を果たすことも求められていることを確認した。

(代替案との比較検討)

- ・下記の理由から、現施設の改修では対応が困難であることから、建替えを行うこととしたことを確認した。
 - ・改修では、耐震性を確保した上、現在の国が定める精神病院の施設基準等を満たすことが困難であり、療養環境の改善が図れない。
 - ・全面改修後、40年近くが経過しており、改修しても、建物の耐用年数の延長には限界がある。
 - ・現施設の病棟は13棟に分散しており、分散型の施設配置のままでは、職員の動線やエネルギーの供給の点で非常に非効率である。
- ・下記の理由から、他の場所への移転建替えは困難であることから、現地において建替えを行うこととしたことを確認した。
 - ・退院後、近隣のアパート等に居住し、訪問による看護・指導や通院による治療を受けている患者が多く、他の場所に移転した場合、これらの患者のアフターケアが難しくなる。
 - ・他の場所に移転した場合、教育機関や養護施設等との連携が必要な児童期や思春期の入院患者の通学、通所に支障が生じる。
 - ・同センターは大正時代からこの地域に立地しており、近隣の医療機関や社会福祉施設、養護施設等との連携・協力関係が築かれている。
- ・法人が直接計画・設計し、工事を発注する従来手法と比較し、下記の効果が見込まれることから、PFI手法を採用することとしたことを確認した。
 - ・建設、維持管理、病院関連サービス（食事提供業務、洗濯業務等）などの「一括発注」や、建物の性能や維持管理の水準などを条件とする「性能発注」をとり入れることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、低廉かつ良質なサービスが提供されること。
 - ・毎年の支払額の平準化など、支払方法に関し、柔軟な対応が可能となること。
 - ・従来手法と比較し、費用削減効果が見込まれること。
- ・PFI手法で実施するに当たっての事業者の選定基準は、融通性の高い施設構造とすること等も考慮した上で、別途開催されるPFI事業者選定委員会で作成していくことを確認した。

(計画的な維持修繕について)

- ・維持修繕については、PFI事業に含まれており、計画的に実施していくことを確認した。

(余剰地について)

- ・余剰地についてはPFI事業と切り離し、活用可能となるタイミングも勘案しながら、別途、活用・処分方策を検討することを確認した。なお、今後、精神医療を取り巻く環境の変化等にも十分留意しながら活用方策等を検討されたい。